旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令に対していただいた主なご意見と国土交通省の考え方

	いただいたご意見	国土交通省の考え方
運行管理者関係 (点呼の記録関係)	〇「乗務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用 自動車を識別できる標示」については、乗務する事業用自動 車を特定することが目的であれば、登録番号のみで特定が できると考えるが、「その他当該事業用自動車を識別できる 標示」は何を指すのか。	記載されていれば良いこととします。なお、「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいいます。
	〇「その他必要な事項」とは何を想定して規定しているのか 明示していただきたい。	「その他必要な事項」とは、事業者が当該運行において特に 必要と認めた事項をいいます。
(補助者関係)		補助者の選任は任意であることから、選任数の制限は設けないこととします。
	○「国土交通大臣が認定する講習」とは何をさすのか。 ○補助者の要件となる大臣が認定する講習については認定される以前に受講した講習についても認めていただきたい。	「国土交通大臣が認定する講習」は、独立行政法人自動車 事故対策機構が行う基礎講習を認定する予定です。 なお、「大臣が認定する講習」については、改正前に受講し た基礎講習も含むこととします。
	〇運行管理者選任届のように運輸支局への届出制は行わないようにして頂きたいです。	選任の届出は要しないこととします。

機器による点呼関係

○何の基準を持って優良と判断するのか明確にしないと混 乱する。

○要件となる基準が高いと人員や資金に余裕がない小規模┃ており、これは事業規模に関わらず取得することができるも 事業者はIT点呼を導入できないこととなり、トラック業界全体 lのと考えております。なお、安全性優良事業所の範囲の拡 としての点呼業務の合理化につながらないと考えます。 ○輸送の安全確保に関する取組が優良であると認められる 事業者とは、貨物自動車運送事業安全性評価事業の「安全 |性優良事業所(Gマーク)|の認定を受けた事業者と理解す るが、このGマーク認定取得には、全従業員の社会保険加 入が認定要件となっていることが障害となっている事業者も 認められる。このため、Gマーク認定事業所のみにこだわら ず、この1年間第1当事者となる重大事故を起していず、運輸 安全マネジメントを的確に実施し、かつ、ドライブレコーダー 等安全装置の積極的な導入等安全対策に積極的に取り組 んでいると認められる事業者で、大臣が定める機器を整備で きる事業者にまで、範囲を拡大することを検討していただき たい。

|営業所の要件は、全国貨物自動車運送適正化事業実施機 関が認定した安全性優良事業所であることとすることを考え 大については、今後の機器による点呼の運用状況等を検証 し、必要に応じ検討します。

○大臣が定める機器の要件・基準については明らかにされ ていないものの、テレビ電話や通信システム付き飲酒検知 器などが想定されるが、小規模事業者が導入可能な低廉で あり、かつ、広範な選択肢のある機器要件とされるよう要望 します。

○国土交通大臣が定めた機器とした場合、画像、呼気検査 等が行えるなど高額な機器となることが予想されるため、国「助制度の創設は検討しておりません。 土交通大臣が機器を指定する場合は、機器購入に対する補 助制度を創設すべきである。

機器の要件は、営業所に設置したカメラにより、運転者の疾 |病、疲労、飲酒等の状況が随時確認できるものを要件とする |検討をしています。これは対面による点呼と同等の効果を有 |するものであり、かつ、広範な選択肢のあるものであると考 えております。また、すべての事業者の方々に機器による点 |呼を義務付けるものではないことから、機器購入に対する補

○運送事業者に義務づけられている点呼について、やむを|輸送の安全の確保に関する取組みが優良であると認められ |得ない場合に限らず、機器による点呼を行なえるようにする ||る営業所に限定した規定としておりますので、輸送の安全性| との措置は、輸送の安全性に寄与することとはならず反対で一には支障を来たさず、業務の効率化を推進できるものと考え す。

|えない場合以外は対面点呼を完全に実施しているのにも拘 ||は、運行上やむを得ない場合を除き、対面による点呼の実 |らず、対面点呼に比べ、より確実でない「機器点呼」を認める||施が必要となります。 根拠は如何にあるのか。

○優良事業所だけに限られるものではなく、機器の認定基 準を厳しくしてでも、全ての事業者が機器による点呼が実施 できる用のようにして、努力すれば取り組むことができる用よ うにした方が業界全体の安全管理が向上するのではないか と考えます。

〇仮に「安全性認定事業所」について「機器点呼」を認める のであれば、全国の10パーセントに満たない事業所のみが 対象となり、大変不公平が生じることとなる。

○「取り組みが優良であると認められる事業者」が「取り組み が優良でないと認められた事業者」になった場合の取り扱い は如何にするのか。

ております。また、輸送の安全の確保に関する取組みが優 ○「取り組みが優良であると認められる事業者」は、やむを しまであると認められる事業者の要件を満たさなくなった場合

で支配関係にあるグループ会社の営業所、事業所も同等に「状況等を検証し、必要に応じ検討します。 認めていただきたい。

○一定の基準を満たす業界団体または優良企業が、業務受 委託などにより零細企業である運送事業者の営業所、事業 所に対してIT機器による点呼を実施することを可能とするよ うしていただきたい。

〇同一会社の営業所、事業所のみならず、資本や人的関係 対象範囲の拡大については、今後の機器による点呼の運用

○「国土交通大臣が定めた機器」とは現存するのか。

現存する機器(現存する機器の組み合わせ含む。)を前提と しています。

	請運送事業者の場合は、荷主名を記載するのか、又は輸送	事業者が元請運送事業者以外の場合は、荷主名(真荷主名)、元請運送事業者名など事業者に至るまでの依頼者の名前を順に記載していただくことになります。
	○明らかに第一当事者でない事故報告についても荷主名を荷主等の記載欄に記載しなければならないのか。	自動車事故報告書の提出が必要な事故については、全て記載が必要です。
	○運送事業者の都合で複数の荷主を混載している場合でも 記入する必要があるのですか。また記入させるのであれば、 その範囲(重量の重い荷主を3社とか)はどうするのですか。	混載している全ての荷主名を記載して頂くことになります。な